

平成25年11月16日

各 位

水戸信用金庫

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ではございますが、当金庫職員がお客さまのご預金を着服するという不祥事件が発生いたしました。

当金庫では先月10月にも不祥事件発生のご報告とお詫びを行ったにもかかわらず、再度不祥事件を発生させてしまいましたことについて、地域の皆さま、お取引いただいているお客さまをはじめ関係各位の方々に多大なご心配とご迷惑をおかけすることとなりましたことについて、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

不祥事件の詳細については、発覚以降、現在調査を進めており、判明している事項は下記のとおりでございますが、地域の皆さま方にいち早くお知らせするため、今般のご報告となりました。

このような事態を招きましたことを役職員一同改めて深く反省し、社会的・公共的役割を担い、信用と信頼を第一とする金融機関として、関係各位の方々の信頼回復に向け、法令等遵守態勢の充実、内部管理態勢の一層の徹底強化を図り、再びこのような不祥事件を発生させないよう、再発防止に役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

記

1. 不祥事件の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 発生店舗 | 神立支店 |
| (2) 発覚日 | 平成25年11月11日 |
| (3) 事故者 | 58歳男性 推進役（事務担当） |
| (4) 発生時期 | 平成23年10月・11月 |
| (5) 事故金額 | 事故金額 730,000円
顧客先数 2先 |
| (6) 事件の手口 | 事故者は、お客さまの普通預金口座から、普通預金払戻請求書を偽造して不正に預金を払出し着服したものです。 |
| (7) お客さまへの対応 | 被害を受けられたお客さまについては、訪問し事実内容を説明の上、深くお詫びをいたしました。被害額については、全額弁済いたします。 |
| (8) 人事処分 | 規定に則り役職員を処分いたします。 |

2. 再発防止のための措置

今回の不祥事件の発生は、職員の不正な行為を未然に防止できておらず、法令等遵守態勢、内部管理態勢の取組みが不十分であったと痛感いたしております。

改めて深く反省するとともに、再びこのような事態を起こさないよう、これまで取り組んできた不祥事防止に向けた対応策を再度見直し、内部管理態勢の一層の徹底強化を図るほか、コンプライアンス研修等により徹底した教育を実施して、経営陣をはじめ役職員一丸となって法令等遵守態勢の確立を図ってまいります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

水戸信用金庫 総務部 029-222-3302

以 上